

(社) 日本家政学会被服衛生学部会会則

第1条 (名称)

本会は、(社) 日本家政学会被服衛生学部会と称する。

第2条 (目的)

本会は、日本家政学会の部会として、被服衛生学領域の研究・教育を推進し、併せて家政学の発展に寄与することを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 部会総会の開催
- (2) 部会セミナーの開催
- (3) 部会報の発行
- (4) その他、本会の目的達成上の必要な事業

第4条 (構成員)

本会は、次の構成員で組織する。

- (1) 正会員 原則として日本家政学会員で、被服衛生学領域に関連する研究・教育者
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を援助する個人または団体
- (3) 学生会員 被服衛生学領域に関心をもつ学生
- (4) 名誉会員 本会の発展に特に貢献した70才以上の会員で、役員会において推挙され、総会において承認された者

第5条 (役員)

本会に次の役員をおく。

部会長	1名
副部会長	1名
幹事	25名以内
監事	2名
顧問	若干名

第6条 (役員を選出)

役員を選出は次の通りとする。

部会長、副部会長、幹事及び監事は、部会員の互選とし、総会の承認を受ける。

顧問は、役員会において推挙し、総会の承認を受ける。

第7条 (役員任期)

役員任期は1期2年とする。2期を越えて引続き再任することは出来ない。

ただし、総会において部会運営上必要と認められた場合はこの限りでない。

第8条 (役員職務)

役員職務は次の通りとする。

- (1) 部会長は、部会を代表し会務を統括する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、必要により部会長の職務を代行する。

- (3) 幹事は、本会の業務を遂行し、必要に応じて業務を分担する。
- (4) 監事は、部会会計と業務執行を監査する。
- (5) 顧問は、必要な助言を行う。

第9条（会計）

本会の運営経費は、部会費及びその他の収入をもってまかなう。会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第10条（個人情報の保護） 本会は個人情報の安全管理のため以下を定める。

- (1) 部会員は、個人情報保護の義務を負う。
- (2) 個人情報の管理は、庶務が担当する。
- (3) 個人情報は、名簿管理、諸経費徴収、資料等送付、広報、役員選出、各賞推薦のため、および役員会が特に必要と認めた場合に利用できる。
- (4) 各役員が個人情報を必要とする場合、目的を添えて庶務に請求する。庶務は部会長の承認を経て、必要箇所のみを提示する。各役員は、業務遂行後、速やかに得た個人情報廃棄する。
- (5) 部会員が本人の個人情報を要求するとき、庶務はこれに応じる。

第11条（事務局）

本会の事務局を庶務責任者および会計責任者の所属する機関内におく。
なお、各々を事務局（庶務）、事務局（会計）と表記する。

【付則】

- 1. この会則は、平成元年9月25日より施行する。
- 2. この会則の改廃は部会総会の議を経るものとする。
- 3. 第3条による部会総会の開催は、日本家政学会・年次大会の時期に行う。
- 4. 本会への入会および退会は、事務局（庶務）に申し出る。2年間会費を滞納したものは退会とみなす。
- 5. 第9条による部会費は、当分の間年額（1）正会員2500円、（2）賛助会員1口以上（1口20000円）、（3）学生会員1000円とする。なお、学生会員は年度始めに指導教員を通じて申請する。（4）名誉会員は部会費を徴収しない。
- 6. 部会長は、毎年3月31日までに、当該年度の事業報告及び会計報告を学会長宛提出する。
- 7. 事務局（庶務）を〒380-8525長野県長野市三輪8-49-7長野県短期大学生活環境専攻（前田亜紀子）、事務局（会計）を〒981-1295宮城県名取市ゆりが丘4-10-1尚綱学院大学久慈研究室におく。期間は平成19年4月1日より平成21年3月31日までとする。
- 8. この会則の一部改正は、平成4年5月24日より施行する。
- 9. この会則の一部改正は、平成10年5月31日より施行する。
- 10. この会則の一部改正は、平成15年8月25日より施行する。
- 11. この会則の一部改正は、平成17年5月29日より施行する。
- 12. この会則の一部改正は、平成18年5月28日より施行する。
- 13. この会則の一部改正は、平成19年8月8日より施行する。